

左記之通宮内大臣ヨリ通達有之候間此段及御通知候也

明治三十九年三月二十八日

貴族院議長 公爵德川家達

來三十一日濱離宮ニ於テ貴族院議員竝同院高等官一同へ立食下賜候旨 御沙汰候條午十二時三十分同所へ參入候様夫々御通達可有之此段申入候也

明治三十九年三月二十八日

宮内大臣 子爵田中光顯

貴族院議長 公爵德川家達殿

當日ノ心得

- 一 服裝ハ「フロックコート」高帽（シルクハット）ノコト
- 一 靴ハ黒色、「ズボン」襟飾隨意ノコト
- 一 議員徽章佩用スヘキコト
- 一 玄關ニ於テ名刺差出ノコト
- 一 外套、傘、杖ノ類ハ車中ニ置クヘキコト
- 一 當日不參ノ向ハ其旨時刻前ニ宮内大臣宛濱離宮へ向届書差出スヘキコト

鞠町區平川町五丁目十七番地

貴族院議員宮島誠一郎殿

三月二十九年三月十日
淡路省物産



早稲田大学図書館

文書27

D 56

10



貴族院

貴族院用